

北杜市保健福祉推進員規則

平成16年11月 1日
規則第106号

(目的及び設置)

第1条 市民の健康の保持・増進及び福祉の向上を目的に、市が行う保健福祉事業の円滑な推進を図るため、北杜市保健福祉推進員(以下「推進員」という。)を置く。

(配置)

第2条 推進員は、北杜市行政区を単位として配置する。ただし、区域の広狭等を考慮し、これを増減することができる。

2 推進員の配置表は、別表のとおりとする。

(委嘱)

第3条 推進員は、各行政区より推薦のあった者を市長が委嘱する。

2 行政区長は、推薦書(様式第1号)により市長に推薦するものとする。この場合においては、行政区長は、承諾書(様式第2号)により、あらかじめ、推薦しようとする者の承諾を得なければならない。

(任期)

第4条 推進員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 任期の途中において任命される推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第5条 推進員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 市が行う各種健診の啓発及び保健福祉事業への協力
- (2) 各種の保健福祉事業、関連行事等への参加及び関係団体との連携
- (3) 必要な知識を修得するための研修会への参加
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(報償)

第6条 市は、推進員に報償を支給することができる。

(秘密の厳守)

第7条 推進員は、推進活動によって知り得た秘密に関する事項は他に漏らしてはならない。その職務を退いた後においても、同様とする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月 1日から施行する。